

(Ⅰ) サービス利用料金：指定訪問介護サービス

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

(a) 介護サービス費

身体介護	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
	1. 利用料金	2,790円	4,420円	6,420円	910円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	2,511円	3,978円	5,778円	819円
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	279円	442円	642円	91円

生活援助	サービスに要する時間	30分以上 1時間未満	1時間以上
	1. 利用料金	2,520円	3,200円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	2,268円	2,880円
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	252円	320円

※料金には特定事業所加算（Ⅱ）を含みます。

(b) 加算

初回加算	200円／月
緊急時訪問加算	100円／回

(Ⅱ) サービス利用料金：指定介護予防訪問介護サービス

☆利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。

介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

☆ご利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

(a) 介護サービス費

支給区分	I おおむね週1回	II おおむね週2回	III おおむね週3回以上
1. 利用料金	12,340円	24,680円	40,100円
2. うち、介護保険から給付される額	11,106円	22,212円	36,090円
3. サービス利用にかかる 自己負担額（1－2）	1,234円	2,468円	4,010円

(b) 加算

初回加算	200円／月
------	--------

○その他

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。